

相続人代表者指定届出書兼固定資産現所有者（代表相続人）申告書

年 月 日

野々市市長 宛

地方税法第9条の2第1項の規定により被相続人の市税に係る徴収金の賦課徴収（滞納処分を除く。）及び還付に関する書類を受領する代表者を次のとおり指定します。

また、固定資産の所有者の死亡に伴い、野々市市税条例第82条の3の規定により、次のとおり現所有者を申告します。

| | | | | |
|--------------|------|-----------------------------|-------------|----------------|
| 被相続人 (故人) | 住 所 | 〒 921-8510 野々市市三納〇丁目△△番地 | 個人番号 | 1111 1111 1111 |
| | フリガナ | ノノイチ タロウ | 死亡年月日 | R● 年 ● 月 ● 日 |
| | 氏 名 | 野々市 太郎 | 生年月日 | S● 年 ● 月 ● 日 |
| | 市 税 | 市県民税 | 固定資産税・都市計画税 | 軽自動車税 |

該当ある市税に○を記入

被相続人（故人）から見た
続柄を記入

| | | | | | |
|------------------------|-----------|--------|-----------------------------|--------|----------------|
| 相続人（固定資産に関して現に所有している者） | 代表者 | 住 所 | 〒 921-8510 野々市市三納〇丁目△△番地 | 個人番号 | 2222 2222 2222 |
| | | フリガナ | ノノイチ ハナコ | 故人との続柄 | 妻 |
| | | 氏 名 | 野々市 花子 | 生年月日 | S● 年 ● 月 ● 日 |
| | | | | 電話 | 123-456-7890 |
| | 代表者以外の相続人 | 住 所 | 〒 921-8510 同上 | 個人番号 | 3333 3333 3333 |
| | | フリガナ | ノノイチ ジロウ | 故人との続柄 | 子 |
| | | 氏 名 | 野々市 次郎 | 生年月日 | S● 年 ● 月 ● 日 |
| | | | | 電話 | 123-456-7890 |
| | | 住 所 | 〒 | 個人番号 | |
| | | フリガナ | | 故人との続柄 | |
| | | 生年月日 | 年 月 日 | | |
| | | 電話 | | | |
| 住 所 | 〒 | 個人番号 | | | |
| フリガナ | | 故人との続柄 | | | |
| | | 生年月日 | 年 月 日 | | |
| | | 電話 | | | |

代表者以外で該当する
相続人を記入

固定資産をお持ちの方は裏面も記入してください。→

| | |
|-----|--|
| 受付者 | |
|-----|--|

(裏面)

| | 資産種目 | 所在地 | 家屋番号 |
|----|---------------|---|------|
| 1 | 土地 家屋 | 野々市市三納〇丁目△△番地 | |
| 2 | 土地 家屋 | 野々市市三納〇丁目△△番地 | ●番▲▲ |
| 3 | 土地 ・ 家屋 | | |
| 4 | 土地 ・ 家屋 | <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> 死亡者が所有していた資産 を記入（資産が多く書きき れない場合は、所有資産が わかるものを貼付） </div> | |
| 5 | 土地 ・ 家屋 | | |
| 6 | 土地 ・ 家屋 | | |
| 7 | 土地 ・ 家屋 | | |
| 8 | 土地 ・ 家屋 | | |
| 9 | 土地 ・ 家屋 | | |
| 10 | 土地 ・ 家屋 | | |
| 11 | 土地 ・ 家屋 | | |
| 12 | 土地 ・ 家屋 | | |
| 13 | 土地 ・ 家屋 | | |
| 14 | 土地 ・ 家屋 | | |
| 15 | 土地 ・ 家屋 | | |

所有資産の表示

- 現に所有している者とは、所有者が死亡したことによってその固定資産を賦課期日現在所有することとなる人で、主として法定相続人がこれに該当します。
- 相続放棄の手続きが済んでいる場合は、相続放棄申述受理書（写し）を添付してください。
- 固定資産の所有権移転（登記）
相続等による土地や建物の所有権移転の登記をする場合には、不動産の所在地を管轄する法務局への申請が必要 です（申請方法などの詳細は法務局へお問い合わせください）。
- 未登記家屋の所有者変更について
法務局で建物登記をしていない未登記家屋を所有されている場合には、資産税係へ所有者変更の届出をしてください。